

基安労発 0803 第 3 号
令和 3 年 8 月 3 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（以下「基本対策要綱」という。）によりお示しし、令和 3 年の職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 3 月 2 日付け基安発 0302 第 2～4 号により「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施し、業所管省庁や関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった熱中症の件数（速報値）を取りまとめたところ、昨年同時期と同様に高い水準の発生状況となっています（別紙）。

例年、熱中症の発生は 7 月から 8 月にかけて急増するところですが、今般、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況にあります。

特に、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、夏季における室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があるところです。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

参考 1 リーフレット：「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

参考 2 リーフレット：「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000781018.pdf>

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（令和2年、令和3年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末まで の累積数
令和3年 ※同年7月末時点の 速報値	9 (1)	26 (0)	55 (2)	90 (3)

令和2年 ※同年7月末時点の 速報値	14 (1)	57 (0)	22 (2)	93 (3)	8月	9月	10月 以降
令和2年 ※確定値	18 (1)	85 (0)	115 (4)	218 (5)	651 (16)	84 (1)	6 (0)

- 令和3年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は200人以上に上ると推定される。
- 令和2年8月（確定値）において、650人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
 - ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
 - ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
 - ※ 休業4日以上労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）令和2年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、前年を上回り、959人と依然として多く、うち死亡者は22人となっています。死傷者については、全体の4割以上が建設業と製造業で発生しています。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例や、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例もあります。死亡災害の発生は8月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業7人、製造業が6人などとなっています。死亡災害には、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も含まれています。